

原子力緊急事態宣言

平成23年(2011年)3月12日5時22分、東京電力(株)
福島第二原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法(平
成11年法律第156号)第15条第1項の規定に該当する事象
が発生し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実
施する必要があると認められるため、同条第2項の規定に基づき、
原子力緊急事態宣言を発する。